

令和 5 年 第 2 回
別海町議会定例会会議録

至 令和 5 年 6 月 2 2 日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（令和 5年 6月19日）

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第50号	令和5年度別海町一般会計補正予算（第2号）
日程第 8	議案第51号	令和5年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第52号	令和5年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第53号	令和5年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第54号	令和5年度別海町下水道等事業会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第55号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第56号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第57号	別海町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第58号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第59号	工事請負契約の締結について（町道上春別原野54線舗装修繕工事）
日程第17	議案第60号	工事請負契約の締結について（町道泉川第1地区零号線改良舗装工事）
日程第18	議案第61号	工事請負契約の締結について（（役場庁舎北東面外壁改修工事）
日程第19	議案第62号	財産の取得について（除雪グレーダ）
日程第20	議案第63号	財産の取得について（スクールバス）
日程第21	議案第64号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第22	同意第 6号	別海町固定資産評価員の選任について
日程第23	同意第 7号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第24	同意第 8号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第25	同意第 9号	別海町農業委員会委員の任命について

日程第 2 6	同意第 1 0 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 7	同意第 1 1 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 8	同意第 1 2 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 9	同意第 1 3 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 0	同意第 1 4 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 1	同意第 1 5 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 2	同意第 1 6 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 3	同意第 1 7 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 4	同意第 1 8 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 5	同意第 1 9 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 6	同意第 2 0 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 7	同意第 2 1 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 8	同意第 2 2 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 9	同意第 2 3 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 0	同意第 2 4 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 1	同意第 2 5 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 2	同意第 2 6 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 3	同意第 2 7 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 4	同意第 2 8 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 5	同意第 2 9 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 6	同意第 3 0 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 7	同意第 3 1 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 8	同意第 3 2 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 9	同意第 3 3 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 5 0	報告第 4 号	令和 4 年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 5 1	報告第 5 号	令和 4 年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書について
日程第 5 2	報告第 6 号	令和 4 年度別海町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 5 3	報告第 7 号	令和 4 年度別海町下水道等事業会計予算繰越計算書について
日程第 5 4	報告第 8 号	専決処分の報告について（イースタウン寿団地公営住宅改修建築工事（3号棟））

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 5 0 号	令和 5 年度別海町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 5 1 号	令和 5 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9	議案第 5 2 号	令和 5 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 5 3 号	令和 5 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 5 4 号	令和 5 年度別海町下水道等事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 5 5 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 5 6 号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 5 7 号	別海町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 5 8 号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 5 9 号	工事請負契約の締結について（町道上春別原野 5 4 線舗装修繕工事）
日程第 1 7	議案第 6 0 号	工事請負契約の締結について（町道泉川第 1 地区零号線改良舗装工事）
日程第 1 8	議案第 6 1 号	工事請負契約の締結について（（役場庁舎北東面外壁改修工事）
日程第 1 9	議案第 6 2 号	財産の取得について（除雪グレーダ）
日程第 2 0	議案第 6 3 号	財産の取得について（スクールバス）
日程第 2 1	議案第 6 4 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 2 2	同意第 6 号	別海町固定資産評価員の選任について
日程第 2 3	同意第 7 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 4	同意第 8 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 5	同意第 9 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 6	同意第 1 0 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 7	同意第 1 1 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 8	同意第 1 2 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 2 9	同意第 1 3 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 0	同意第 1 4 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 1	同意第 1 5 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 2	同意第 1 6 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 3	同意第 1 7 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 4	同意第 1 8 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 5	同意第 1 9 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 6	同意第 2 0 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 7	同意第 2 1 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 8	同意第 2 2 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 9	同意第 2 3 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 0	同意第 2 4 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 1	同意第 2 5 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 2	同意第 2 6 号	別海町農業委員会委員の任命について

- 日程第43 同意第27号 別海町農業委員会委員の任命について
 日程第44 同意第28号 別海町農業委員会委員の任命について
 日程第45 同意第29号 別海町農業委員会委員の任命について
 日程第46 同意第30号 別海町農業委員会委員の任命について
 日程第47 同意第31号 別海町農業委員会委員の任命について
 日程第48 同意第32号 別海町農業委員会委員の任命について
 日程第49 同意第33号 別海町農業委員会委員の任命について
 日程第50 報告第4号 令和4年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 日程第51 報告第5号 令和4年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書について
 日程第52 報告第6号 令和4年度別海町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
 日程第53 報告第7号 令和4年度別海町下水道等事業会計予算繰越計算書について
 日程第54 報告第8号 専決処分の報告について（イースタウン寿団地公営住宅改修建築工事（3号棟））

○出席議員（16名）

1番	市川聖母	2番	吉田和行
3番	高橋眞結美	4番	伊勢徹
5番	貞宗拓雄	6番	宮越正人
7番	横田保江	8番	田村秀男
9番	小椋哲也	10番	外山浩司
11番	今西和雄	12番	松原政勝
13番	中村忠士	14番	佐藤初雄
副議長 15番	戸田憲悦	議長 16番	西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	浦山吉人
教育長	相澤要	代表監査委員	竹中仁
監査委員	斉藤雅美	選挙管理委員会委員長	永田雅夫
農業委員会会長	小野栄一	総務部長	伊藤輝幸
福祉部長	干場みゆき	産業振興部長	佐々木栄典
建設水道部長	伊藤一成	教育部長	宮本栄一
会計管理者	入倉伸顕	病院事務長	三戸俊人
農業委員会事務局長	川畑智明	選挙管理委員会書記長	寺尾真太郎
総務部次長	寺尾真太郎	福祉部次長	谷村将志
福祉部次長	小川信明	建設水道部次長	外石昭博
生涯学習センター長	他 福原義人	監査委員事務局長	新堀光行
総務課長	寺尾真太郎	総合政策課長	松本博史
財政課長	角川具哉	税務課長	竹中利哉

西春別支所長他	小 村	茂
福 祉 課 長	石戸谷	友 絵
町 民 課 長	谷 村	将 志
老人保健施設事務長	渡 辺	久 利
農 政 課 長	皆 川	学
商工観光課長	田 畑	直 樹
建築住宅課長	外 石	昭 博
上下水道課長	千 葉	宏
病院事務課長	棧 木	直 人
学校教育課長他	池 田	卓 也
図 書 館 長 他	堺	啓

尾岱沼支所長他	大 坂	恒 夫
介護支援課長	高 橋	勇 樹
町民課特命課長	上 田	健 一
町民保健センター兼母子健康センター長	小 川	信 明
水産みどり課長	小 野	武 史
管 理 課 長	松 田	勝 広
事 業 課 長	佐 竹	和 仁
上下水道課技術長	袴 田	充 輝
学務・スポーツ課長他	斎 藤	陽
生涯学習課長	木戸口	誠

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫

主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

9 番 小 椋 哲 也
1 1 番 今 西 和 雄

1 0 番 外 山 浩 司

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

本会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影及びパソコンの使用と事務局の写真・動画撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げておきます。

庁舎内は、夏季における服装の軽装化が実施されております。

議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

また、本日は議場内の気温が上昇しておりますので、上着を脱ぐことを認めます。

ただいまから令和5年第2回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎表彰状の伝達

○議長（西原 浩君） ここで、議事に入ります前に、表彰状の伝達を行います。

○議会事務局長（干場富夫君） このたび、北海道町村議会議長会主催の第43回議会広報コンクールにおきまして、本町の議会だより104号が、見事、入選を果たしました。

今回のコンクールは、全道町村議長会から多数の応募の中、特選1点、入選は2点のみで、大変名誉あるものでございます。

それでは、議長から表彰状の伝達を行います。

広報・広聴常任委員会田村委員長、横田副委員長、御登壇願います。

（7番 横田保江議員 8番 田村秀男議員登壇）

○議長（西原 浩君） 賞状。

入選、別海町議会。

貴議会は、第43回北海道町村議会広報コンクールにおいて、頭書の成績を収められましたので、その創意と努力に敬意を表し、記念品を贈りこれを賞します。

令和5年6月15日。

北海道町村議会議長会、会長渡部孝樹。

（賞状及び盾授与）

（拍手）

○議会事務局長（干場富夫君） 以上で、表彰状の伝達を終わります。

席にお戻りください。

○議長（西原 浩君） それでは、会議を続けます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

9番小椋議員。

○9番（小椋哲也君） はい。

- 議長（西原 浩君） 10 番外山議員。
○10 番（外山浩司君） はい。
○議長（西原 浩君） 11 番今西議員。
○11 番（今西和雄君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上、3 名を指名いたします。
-

◎日程第 2 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第 2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小椋哲也君） それでは、議会運営委員会報告をいたします。

6 月 6 日及び 6 月 14 日に開催いたしました議会運営委員会で、第 2 回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第 2 回定例会に町側から提出されております案件は、全部で 48 件であります。

内容は、令和 5 年度各会計補正予算 5 件、条例の一部改正が 4 件、工事請負契約の締結が 3 件、財産の取得が 2 件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定が 1 件、別海町固定資産評価員の選任の同意が 1 件、別海町農業委員会委員の任命の同意が 27 件、令和 4 年度繰越明許費等の繰越計算書の報告が 4 件、専決処分の報告が 1 件であります。

これら、提出案件のうち、各会計補正予算の 5 件を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において、質疑・討論・採決すべきものとし、令和 5 年度各会計補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託して、慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

なお、令和 5 年度各会計補正予算 5 件、議案第 57 号から議案第 58 号の 2 件、同意第 7 号から同意第 33 号の 27 件、報告第 4 号から報告第 7 号の 4 件については、関連がありますのでそれぞれ一括議題とすることに決定しました。

各会計の繰越明許費等繰越計算書及び工事請負契約の専決処分の報告につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第 2 回定例会の会期は、6 月 19 日から 6 月 22 日までの 4 日間とし、初日には、町長提出議案の内容説明、質疑を行います。

提出議案の内容説明、質疑後から休会とし、産業建設常任委員会を開催いたします。

2 日目と 3 日目は、一般質問を行い、3 日目一般質問終了後から休会とします。

3 日目は、一般質問終了後、令和 5 年度各会計補正予算の審査のため、予算決算審査特別委員会を開催し、その後、総務文教常任委員会と福祉医療常任委員会をそれぞれ行います。

4 日目最終日は、特別委員会に付託した議案の審査結果の報告、町長提出議案の討論・採決を行うことと決定しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、中村議員、松原議員、伊勢議員、横田議員、市川議員、高橋議員、外山議員、吉田議員の 9 名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

最後に反問権、発言の機会の付与についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により議員の質問に対し、論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様には解りやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ執行機関並びに議員各位にはその趣旨を十分御理解頂きますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの4日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月22日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和5年第2回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様におかれましては、時節柄大変お忙しい中全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

定例会開会にあたり、行政報告を申し上げます。

まず、エゾシカ被害対策の銃器による春駆除に関する事案の報告でございます。

春駆除は、5月8日から31日までの実施を予定しておりましたが、5月17日に従事者であるハンター1名に法令違反行為があったことから、猟友会別海支部と協議の上、18日以降の春駆除を中止といたしました。

春先の牧草への影響を考慮し、状況の把握と注意喚起の周知、これが終了した後、駆除を再開することも検討しましたが、今回の事案が重大な法令違反であったと判断し、中止としたことを御理解願います。

なお、駆除頭数につきましては、5月17日までの期間で1,300頭の計画に対して、803頭を駆除しております。

今後は、あらためて法令順守の周知徹底を図った上で、農林業被害や住民生活の環境改善に向けた個体数調整のため、9月からの秋駆除、11月からの野付半島及び走古丹地区

での囲いわなによる捕獲を予定どおり実施する予定でございます。

次に、令和4年度のふるさと納税の状況でございます。

令和4年度は、約69億4,000万円の御寄附をいただきました。

これは、令和3年度と比較しまして約2.8倍と大きな伸びとなっており、ふるさと納税に対し多大なるご協力をいただいております関係者の皆様に、この場をお借りして感謝を申し上げる次第でございます。

また、いただきました御寄附を短期的には喫緊の課題である各種行政サービスに活用していくことはもとより、今後の町財政の長期的安定化を計画していくことを心に思い、全体として地域活性化に取り組んでいきたいと、そんなふうな考え方を持っております。

詳しい内容については、後ほど御質問等がある予定ですので、そのときお答えいたします。

次に、5月10日の臨時会以降、この間に行った主な要請活動について御報告いたします。

5月17日には、北海道の道路整備に関しまして、高規格道路網の早期形成及び国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を促進するための予算の確保につきまして、道内の首長と共に中央要請を行いました。

また、5月22日から6月16日までの間は、防衛省のほか道内関係機関に対しまして、令和6年度の防衛関連事業予算の確保、そして別海駐屯地の充実、矢臼別演習場での訓練における騒音対策・民生安定対策、これらについて、別海町として単独要請を行いました。

町としましても、地域の安全・安心の観点はもとより、まちづくりに欠かすことのできない存在であります別海駐屯地の更なる充実と演習における周辺住民の不安解消のための騒音・民生安定対策について、今後も、引き続き、粘り強く要請活動を行う予定でございます。

要請に係る報告は、以上です。

また、5月27日には、東京池袋ホテルメトロポリタンを会場に、東京・別海ふるさと会総会が4年ぶりに開催されました。

来賓を含めまして84名が参加されました。

総会終了後の懇親会では、地元企業や協賛企業から提供された特産品などを景品に抽選会が行われまして、4年ぶりの再会の喜びとともに皆さんの笑顔あふれる会となりました。

来年度、東京・別海ふるさと会が設立30周年を迎えますことから、記念として帰省ツアーを計画中とのことですので、今から再会を心待ちにしているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症にかかる令和5年度のワクチン接種についてです。

国の接種方針としまして、令和5年度のワクチン接種については、追加接種可能な全ての年齢の方を対象にしまして、9月から12月にかけて1回接種を行うこととしまして、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い方等につきましては、5月から8月にかけて前倒して更に1回接種を行うこととされているところでございます。

このことを受けまして、町では、町立別海病院を会場に重症化リスクの高い高齢者等についての春接種を5月25日から開始しております。

今後も、国の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、関係機関と連携を図り円滑な

ワクチン接種の実施に向けて、接種体制の確保に取り組んでまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

ここから、産業の動向等についての報告をいたします。

乳価につきましては、今年4月から加工向け乳価が10円、8月からは、飲用乳価も10円引き上げられる予定でございますので、令和5年度のプール乳価は、昨年度に比べ約10円増の、1キロ当たり過去最高額110円程度になる見込みでございます。

続いて、作況については、春先から比較的落ち着いた天候が続いていましたが、一番草の生育状況は、平年より1日早く推移しております。

また、デントコーンについては、2日早く播種を終了しております。

すでに牧草収穫作業を開始されている農家もありますので、今年も良質な粗飼料をしつかりと確保されることを期待しているところでございます。

次に、水産業の状況でございます。

春のホタテ漁は、5月20日で操業を終えております。

水揚げ数量は、1万4,454トン、対前年比95.3%、前年と比較しますと若干伸び悩んだものの、中国をはじめとする海外の旺盛な需要、これに伴う単価の上昇から、金額では56億800万円、これは対前年比で113.7%増加している状況でございます。

このほか、5月末時点のホタテを除く全魚種の比較では、チカとニシンの水揚げが好調であったことから、水揚げ数量は3,346トン、対前年比128.4%、これに対しまして、金額では6億3,800万円、これも対前年比129.5%と、全体的に増加の傾向でございます。

また、野付湾の風物詩でもありますホッカイシマエビ漁につきましては、5月29日から31日にかけて行われました資源量調査、そして6月12日に行われました補足調査の結果によりますと、昨年同期と比べまして、資源量は若干減少傾向にあるという報告を受けまして、漁期につきましては、6月16日から7月7日までの日程としまして、漁獲量につきましては、昨年から5トン減らしまして11トンの予定となっております。

なお、6月10日に実施した別海町植樹祭は、若干肌寒い天候ではございましたけれども、議員各位をはじめまして210人の方の参加のもと、ふるさとの森においてアカエゾマツ1,500本の植樹を実施することができました。

大変ありがとうございました。

次に商工業と観光についてでございます。

令和4年度における主な中小企業振興事業の実績は、町内建築業者の受注機会の確保を目的とした地域貢献中小企業支援事業、これは34件、開業・経営拡大支援等を目的とした起業家支援事業、これは6件、商店街活性化を目的としたにぎわい商店街創造事業、これに8件の補助を実施いたしました。

観光客の入込総数につきましては、令和4年度は対前年比143%の約24万4,000人とコロナ禍前までではありませんけれども、増加しております。特に野付半島への観光ツアーが再開したことから、入込数増加につながったものと捉えております。

また、5月に開催した尾岱沼潮干狩りフェスティバル、これは5月8日から25日のうち、平日の8日間を開催いたしました。

好天にも恵まれまして、1,284人の来場がありました。

次に今後のイベントについてでございます。

本町を代表する三大イベントの一つであります尾岱沼えびまつりでございます。

例年は6月下旬に開催しておりましたが、今年度は4年ぶりの開催となりました。諸般の事情を考え7月2日の一日開催となりました。

次に、別海町産業祭です。

こちらも例年9月第3週の土日に開催しておりましたが、厚岸町において9月16日と17日に、天皇皇后両陛下の御臨席が予定されます全国豊かな海づくり大会、これが開催されることから、これを日程がぶつかることを避けるために9月9日と10日に開催することと実行委員会において決定されております。

また、10月中旬の西別川あきあじまつりについても、現在のところ開催を予定しておりまして、今後、実行委員会において日程等について協議が行われているところでございます。

このようにイベントの開催がようやくコロナ禍以前に戻りつつありますので、これらが起爆剤となり観光関係者入込み数はさらに増加し、町内が活性化することを切に願うところでございます。

最後に、建設工事等の発注状況についてでございます。

6月6日現在で工事及び業務委託を併せまして55件、約10億4,200万円と今年度計画の36%を発注しており、概ね計画どおりの進捗状況でございます。

今後においても、適期の発注を心がけ、しっかり事務を進めてまいります。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が15件、同意が28件、報告が5件となります。

議案第50号は、一般会計補正予算です。

社会資本整備総合交付金の減額内示に伴う関連道路事業費の減額がありますが、新型コロナウイルス臨時交付金やふるさと応援基金を活用して実施をする水道料減免分繰出事業や価格高騰重点支援給付金給付事業、防衛省からの再編関連訓練移転等交付金の交付決定に伴い実施をする別海保育園整備事業、そして過疎脱却に向け調査研究を実施する関連5事業を新規計上するなど、2億3,810万円を増額補正するものです。

議案第51号は、国民健康保険特別会計補正予算で、このたび令和4年分の所得確定に伴う算定により保険税収入が減額となりますが、保険重複加入者への国保税還付金や保険給付費の増が見込まれることから、950万円を増額補正するものです。

議案第52号は、介護サービス事業特別会計補正予算で防衛省からの再編関連訓練移転等交付金を活用し、厨房機器や福祉用具を整備するため700万円を増額補正するものです。

議案第53号は、水道事業会計補正予算です。

物価高騰対策として実施する水道料金減免事業により、減収となる給水収益に対し、一般会計からの補助金の増や、橋梁転架管改修工事に係る実施設計委託料の計上などにより、収益的収入で1万7,000円の減額、収益的支出で2,032万6,000円の増額、資本的支出で1,200万円を増額補正するものです。

議案第54号は、下水道等事業会計補正予算です。

特定環境保全公共下水道事業の国庫補助減額内示に伴う、事業費の調整減額のほか、関連した消費税予算の増減などにより、収益的収入で40万1,000円の減額、収益的支出で13万3,000円の増額、資本的収入及び支出で2,200万円を減額補正するものです。

議案第55号職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、育児を行う者の職業生活と家庭生活の両立を容易にするため、民間労働者及び国家公務員、地方公務員の育児休業に関する法律が改正されたことから、規定の整備を行うものです。

議案第56号別海町国民健康保険税条例の一部改正は、地方税法施行令の一部改正により、課税限度額及び軽減判定所得基準などを変更するものです。

議案第57号別海町子ども・子育て会議条例の一部改正及び議案第58号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の2件は、子ども家庭庁の設置に伴う関係法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第59号から議案第61号までの工事請負契約の締結については、6月6日に入札を行った工事のうち、予定価格が1件5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものです。

議案第62号と議案第63号の財産の取得については、同じく6月6日に入札を行った除雪グレーダ及びスクールバスの取得について、その予定価格がいずれも1,500万円を超えることから、議会の議決を求めるものです。

議案第64号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてです。

本議案は、豊原、大成、泉川、本別及び本別海辺地において、公共的施設を整備する必要があることから、令和5年度から令和9年度までの5年間の整備計画を新たに策定するものです。

同意第6号は、別海町固定資産評価員の選任についてです。

現在の別海町固定資産評価委員佐藤次春氏から、令和5年6月21日をもって辞任したい旨の届出がありましたので、新たな固定資産評価員の選任に関し同意を求めるものです。

同意第7号から同意第33号までの、別海町農業委員会委員の任命については、現在の農業委員が令和5年7月19日をもって任期満了となることから、新たに選任をしたもので、任命について議会の同意を求めるものでございます。

報告第4号令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第5号令和4年度一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第6号令和4年度介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第7号令和4年度下水道等事業会計予算繰越計算書についての4件は、いずれも令和4年度予算を令和5年度に繰り越した事業について、繰越計算書を調製したので、議会に報告をするものです。

最後に、報告第8号の専決処分の報告については、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について報告をするものです。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております議案第５５号から議案第６４号までの１０件及び同意第６号から同意第３３号までの２８件、あわせて３８件については、会議規則第３９条第３項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号から議案第６４号までの１０件及び同意第６号から同意第３３号までの２８件、あわせて３８件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第７　議案第５０号から日程第１１　議案第５４号まで

○議長（西原 浩君）　日程第７　議案第５０号令和５年度別海町一般会計補正予算（第２号）、日程第８　議案第５１号令和５年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、日程第９　議案第５２号令和５年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）、日程第１０　議案第５３号令和５年度別海町水道事業会計補正予算（第１号）日程第１１　議案第５３号令和５年度別海町下水道等事業会計補正予算（第１号）の５件については、別海町議会会議規則第３７条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この５件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第５０号令和５年度別海町一般会計補正予算（第２号）の説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君）　議長。

○議長（西原 浩君）　財政課長。

○財政課長（角川具哉君）　議案第５０号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和５年度別海町一般会計補正予算書の１ページをお開きください。

令和５年度別海町一般会計補正予算（第２号）。

令和５年度別海町一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億３，８１０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２０３億５，４７０万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第２条、地方債の補正。

地方債の追加・変更・廃止は、「第２表　地方債補正」による。

２ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正で補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

１１款地方交付税、１項で２，３００万円の増。

15 款国庫支出金、1 項と2 項で1,532 万5,000 円の増。

16 款道支出金、1 項で51 万7,000 円の増。

19 款繰入金、1 項で2 億4,910 万円の増。

21 款諸収入、5 項で5 万8,000 円の増。

22 款町債、1 項で4,990 万円の減。

歳入合計で2 億3,810 万円の追加です。

次に、3 ページにお進みください。

歳出です。

2 款総務費、1 項と2 項で3 億5,860 万2,000 円の増。

3 款民生費、1 項と2 項で3,005 万9,000 円の増。

4 款衛生費、1 項と2 項で744 万6,000 円の減。

7 款商工費、1 項で72 万2,000 円の増。

8 款土木費、2 項で1 億4,834 万4,000 円の減。

9 款消防費、1 項で450 万7,000 円の増。

歳出合計で2 億3,810 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ20 億5,470 万円とするものです。

4 ページをお開きください。

第2 表、地方債補正で、4 件の変更と1 件の廃止です。

初めに、変更ですが、1 件目の橋梁長寿命化補修事業は、国からの社会資本整備総合交付金の補助率変更による増額内示に伴い、財源内訳に変更が生じ、限度額を減額するものです。

2 件目の本別誘導線拡幅事業及び3 件目の根室中部15 号幹線拡幅事業は、社会資本整備総合交付金の減額内示に伴い、事業量を変更し限度額を減額するものです。

4 件目の除雪機械等購入事業も、同じく社会資本整備総合交付金が減額内示となったものの、その不足分を地方債の借入で対応するため限度額を増額するものです。

事業ごとの変更額につきましては、説明を省略させていただきますが、起債の方法、利率・償還の方法は、全事業ともに変更はありません。

続いて、廃止です。

鉄道記念公園整備事業は、財源として再編関連訓練移転等交付金を見込むことができるようになったため、財源を組替え、地方債を廃止するものです。

一番下段、変更、廃止の合計になりますが、補正前の限度額15 億7,770 万円から4,990 万円を減額し、補正後の限度額を15 億2,780 万円とするものです。

次の、5 ページから19 ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は、全て省略をさせていただきます。

以上で、議案第50 号一般会計補正予算（第2 号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第51 号令和5 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1 号）の説明を求めます。

○福祉部次長（谷村将志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（谷村将志君） 議案第51 号の内容説明をいたします。

別冊の令和5 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1 ページをお開きください。

令和５年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）。

令和５年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９５０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２６億１，９５０万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正です。

初めに、歳入です。

補正額の欄で申し上げます。

１款国民健康保険税、１項で５，０３０万５，０００円の減。

２款道支出金、１項で２２０万５，０００円の増。

４款繰入金、１項と２項で５，７６０万円の増。

歳入合計で９５０万円の追加です。

次に、歳出です。

１款総務費、１項と２項で２２万８，０００円の増。

２款保険給付費、１項で２２０万５，０００円の増。

６款諸支出金、１項で７０６万７，０００円の増。

歳出合計で９５０万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２６億１，９５０万円とするものです。

次の３ページから８ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第５１号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第５２号令和５年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）の説明を求めます。

○老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君） 議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設すこやか事務長。

○老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君） 議案第５２号の内容について説明いたします。

別冊の令和５年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算１ページをお開きください。

令和５年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）。

令和５年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億２，８６０万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

最初に、歳入です。

3款国庫支出金、1項で600万円の増。

5款繰入金、1項で100万円の増。

歳入合計で700万円の追加です。

次に、歳出です。

1款介護サービス事業費、1項で700万円の増。

歳出合計で700万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,860万円とするものです。

3ページから7ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第52号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第53号令和5年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○上下水道課長（千葉 宏君） 議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（千葉 宏君） 議案第53号の内容説明をいたします。

別冊の令和5年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則。

令和5年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1款水道事業収益、1項と2項で1万7,000円を減額し、10億9,744万9,000円とするものです。

続いて、収益的支出です。

1款水道事業費用、1項と2項で2,032万6,000円を増額し、9億3,366万円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億6,347万3,000円は、減債積立金2億841万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,126万4,000円、過年度分損益勘定留保資金2億379万9,000円で補てんするものとする。）

資本的支出です。

1款資本的支出、1項で1,200万円を増額し、8億637万3,000円とするものです。

3ページから5ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

6ページをお開きください。

令和5年度別海町水道等事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から３行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

２，６１４万５，０００円の減額となり、最下段の資金期末残高は２８億９，５０４万５，０００円となる予定です。

次に、７ページをお開きください。

令和５年度別海町下水道等事業予定損益計算書です。

下から４行目を御覧ください。

当年度純損失の見込みです。

１億３，２０８万２，０００円となる予定です。

次の８ページの令和５年度別海町水道等事業予定貸借対照表と９ページの注記表の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第５３号水道事業会計補正予算（第１号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 最後に、議案第５４号令和５年度別海町下水道等事業会計補正予算（第１号）の説明を求めます。

○上下水道課長（千葉 宏君） 議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（千葉 宏君） 議案第５４号の内容説明をいたします。

別冊の令和５年度別海町下水道等事業会計補正予算書の１ページをお開きください。

令和５年度別海町下水道等事業会計補正予算（第１号）。

第１条、総則。

令和５年度別海町下水道等事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条、収益的収入及び支出。

予算第３条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

１款下水道事業収益、２項で４０万１，０００円を減額し、５億２，３１５万３，０００円とするものです。

収益的支出です。

１款下水道事業費用、２項で１３万３，０００円を増額し、５億６，９９１万５，０００円とするものです。

２ページをお開きください。

第３条、資本的収入及び支出。

予算第４条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１，５７９万円は、引継金１，５７９万円で補てんするものとする。）

資本的収入です。

１款資本的収入、１項と２項で２，２００万円を減額し、３億３，８９１万３，０００円とするものです。

資本的支出です。

１款資本的支出、１項で２，２００万円を減額し、３億５，４６３万６，０００円とするものです。

第４条、債務負担行為。

予算第5条で定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

廃止になります。

1号、別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する協定に基づく別海終末処理場電気設備工事、これは社会資本整備総合交付金の内示通知を受けて今年度実施を取りやめるものです

次に3ページです。

第5条、企業債。

予算第6条で定めた起債の限度額を次のように改める。

変更になります。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業で、これは社会資本整備総合交付金の内示通知を受けて減額となります。

限度額1,920万円から990万円を減額し、930万円とするものです。

起債の方法、利率、償還方法については変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

合計で、補正前の限度額1億720万円から990万円を減額し、補正後の限度額を9,730万円とするものです。

5ページから8ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

9ページをお開きください。

令和5年度別海町下水道等事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みになります。

4,337万9,000円の増額となり、最下段の資金期末残高は4,926万4,000円となる予定です。

次に、10ページをお開きください。

令和5年度別海町下水道等事業予定損益計算書です。

下から3行目を御覧ください。

当年度純損失の見込みです。

5,838万5,000円となる見込みであり、最下段の当年度未処理欠損金も5,838万5,000円となる見込みです。

次の11ページの令和5年度別海町下水道等事業予定貸借対照表と12ページから13ページの注記表の説明は省略いたします。

以上で、議案第54号下水道等事業会計補正予算（第1号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第50号から議案第54号までの令和5年度別海町各会計補正予算の5件についての内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和5年度別海町各会計補正予算の5件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第54号までの5件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第55号

○議長（西原 浩君） 日程第12 議案第55号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（寺尾真太郎君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（寺尾真太郎君） 議案第55号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

議案書の6ページをお開きください。

本条例改正は、育児を行う者の職業生活と家庭生活の両立を容易にするため、民間労働者の育児休業法が改正されまして、これを受け、国家公務員及び地方公務員の育児休業法並びに職員の育児休業等に規定いたしました人事院規則、こちらの方も改正されましたことから、本町職員の育児休業に関し、必要な事項を定めました条例について、国家公務員の規定と同様の規定として、整備を行いたいとするものです。

議案の内容説明をいたしますが、改正条文の朗読の方は省略させていただきまして、別冊の議案資料により説明させていただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

議案資料1ページから11ページまでが本改正における新旧対照表で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後、下線の部分が今回の改正箇所となります。

この改正箇所につきましては、資料の12ページから13ページまでのですね、職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の概要、こちらの方で要点をまとめておりますので、そちらで説明させていただきたいと思います。

12ページをお開きください。

職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の概要です。

1番の改正理由につきましては、先ほど議案の提出理由と同様のため、省略させていただきまして、2番の主な改正内容により説明いたします。

改正内容は、次ページにわたり大きく6点となっております。

まず、①の育児休業の取得回数に関する措置です。

アとしまして、これまで原則1回だった育児休業につきまして、再度の育児休業を取得するには、育児休業等計画書による申出が必要でしたが、法改正により、原則2回まで取得できるようになり、本計画書による申出が不要となるため、改正前第3条第5号を削除するものです。

イとしまして、原則2回までの育児休業に対し、条例で定める特別の事情に該当することで、再度の育児休業を取得できますが、任期を定めて採用された職員も含めて取り扱う旨を改正後第3条第7号に規定いたします。

続いて、②の非常勤職員の育児休業の取得に関する措置です。

非常勤職員が、この修正後57日以内に取得することができる育児休業とそれ以降に取得することができる育児休業の要件について、改正後第2条第4号及び第3条の2で規定しております。

次に、③の非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得に関する措置です。

アといたしまして、非常勤職員の育児休業の対象期間は原則1年ですが、1歳まで可能とすることについて、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合に取得できるとする要件について改正後第2条の3で規定します。

イとして、前段アにより1歳6カ月を経過してもなお特別の事情が継続または発生した場合には、さらに2歳に達する日まで取得できる要件について、改正後第2条の4で規定します。

13ページをお開きください。

④の非常勤職員の部分休業取得に関する措置では、非常勤職員の部分休業を取得する要件等について、改正後第18条及び第19条において規定します。

次に⑤は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等です。

妊娠出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認、相談体制整備等の勤務環境に関する規程について、改正後第22条及び第23条で整備します。

⑥その他といたしまして、先ほど説明いたしました、改正前第3条第5号に規定されておりました、育児休業の計画は不要となったことによりまして、短時間勤務に係る計画に限った名称とする改正を、改正後第10条第6号で規定するなど、細かな所要の改正も行っております。

以上が、本条例改正の概要になります。

それでは、お手数ですが資料の11ページの方にお戻りください。

資料の11ページです。

本条例の改正附則です。

施行期日は、「この条例は、公布の日から施行する。」とし、次の経過措置といたしまして、この条例の施行日前に、育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で、議案第55号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第55号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第 13 議案第 56 号

○議長(西原 浩君) 日程第 13 議案第 56 号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○税務課長(竹中利哉君) 議長。

○議長(西原 浩君) 税務課長。

○税務課長(竹中利哉君) 議案第 56 号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書 12 ページをお開き下さい。

本条例の改正につきましては、令和 5 年 3 月 31 日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令に基づく改正です。

国民健康保険の税額は、医療費の財源となる医療分と言われる基礎課税額、後期高齢者医療制度の財源となる支援分と言われる後期高齢者支援金等課税額、40 歳から 60 歳までの被保険者が負担し介護保険制度を支えるための財源となる介護分と言われる介護納付金課税額の 3 つの要素で構成され、それぞれが所得に応じて計算される所得割額、被保険者 1 人あたりの額で計算される均等割額、被保険者 1 世帯あたりの額で計算される平等割額で算出されています。

基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額には税額の上限、いわゆる限度額が設けられ、一定の額に税額が達した場合には、その額を上限とする制度となっております。

また、世帯の総所得に応じて保険税額を減額する制度が設けられており、所得に応じ、税額の 7 割、5 割、2 割を軽減する制度となっております。

本町の国民健康保険税におきましても、政令に準じた条例改正を行うもので、保険税負担の公平性確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から国民健康保険税における後期高齢者支援金等課税分の限度額の改正を行うとともに、経済動向等を踏まえ、生活水準が変わらなければ引き続き軽減が受けられるよう、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯の軽減判定所得を引き上げるものです。

議案書につきましては 12 ページから 13 ページまでとなります。

議案本文の朗読については省略し、議案資料で説明いたします。

議案資料 14 ページをお開きください。

14 ページから 24 ページまでが新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後の条文で、改正箇所は下線で示しています。

25 ページにお進みください。

改正内容につきましては、条例制定説明資料により説明いたします。

改正内容を説明する表につきましては、左から順に区分、改正項目、改正条項、改正内容となっています。

最初に、区分 1、改正項目、課税額に規定する条例第 2 条第 2 項及び改正項目、保険税の減額に規定する第 21 条第 1 項の改正です。

改正内容につきましては、国民健康保険税において、基礎課税分、後期高齢者支援金等

課税分、介護納金課税分の限度額について、現行は限度額区分が基礎課税分からそれぞれ 65 万円、20 万円、17 万円となっておりますが、今般の地方税法施行令の改正に合わせ後期高齢者支援金等課税分の限度額を、現行 20 万円から 2 万円引き上げ 22 万円とし、課税限度額の合計を現行の 102 万円から 104 万円とするものです。

区分 2、改正項目、保険税の減額に規定する条例第 21 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の改正です。

改正内容は、軽減判定の算定基礎となる所得基準を 5 割軽減の世帯は現行 28 万 5,000 円から 29 万円、2 割軽減の世帯は現行 52 万円から 53 万 5,000 円とするものです。

26 ページにお進みください。

改正区分 3、改正項目、特例対象被保険者等にかかる国民健康保険税の課税の特例に規定する条例第 21 条の 2 の改正です。

改正内容につきましては、所要の規定の整備となります。

なお、改正区分 5、公的年金等にかかる所得にかかる保険税の課税の特例に規定する附則第 2 項から次のページ、27 ページに進みますが、改正区分 13、条約適用配当等に係る保険税の課税の特例に規定する附則第 13 項までの改正は、改正区分 3 と同様の改正ですので、説明については省略いたします。

26 ページにお戻りいただきまして、改正区分 4、特例対象被保険者等に係る申告に規定する条例第 22 条の 2 第 2 項の改正です。

改正内容につきましては、特例対象被保険者等である事実を証明する書類を省令に規定された雇用保険受給資格通知と明記するための改正であります。

資料の 24 ページにお戻りください。

資料の中段、条例の施行期日です。

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものです。

また、適用区分につきましては、この条例による改正後の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で、議案第 56 号の内容について説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 56 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13 番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13 番中村議員。

○13 番（中村忠士君） はい。

限度額引き上げられるときに、いつもお聞きをしていることを今回もお聞きしたいと思うんですが、後期高齢者支援金等課税分 20 万円の限度額から 22 万円に引き上がるということですがね。

今まで 20 万納めていればよかったけれど、所得によっては仮に 20 万 1,000 円とか 20 万 5,000 円とか、あるいは 22 万円とかってこういうふうに、課税されるということになるわけですね。

そういうふうに今まで 20 万で済んでたけども、これからは単純比較でいいですから概算でいいですから、これからはそれを上回る額を納めなければならない世帯数と人数をお

聞きしたいと思うんです。

それが1点ですね。

それから2点目は、軽減の枠が広がるというふうに理解してるんですが、5割軽減と2割軽減について枠が広がるんだろうなというふうに思うんですが、これに該当する今まで5割軽減でなかった人が5割軽減になるっていう例があると思うんですけど、今まで5割軽減でなかったけれども、5割軽減になるという人、その世帯数と人数ですね、それから2割軽減になるという世帯数と人数を教えてください。

以上2点です。

○税務課長（竹中利哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 税務課長。

○税務課長（竹中利哉君） お答えします。

まず、1点目の御質問です。

限度額が増額になることにより、課税額を超過する世帯数についてお答えします。

課税額につきましては、あくまでも世帯ということになりますので、数字としては世帯数ということでお答えさせていただきますが、現行制度で限度額20万円を超える世帯につきましては、算定時におきましては483世帯でございます。

これが改正後、限度額が22万円を超える世帯につきましては426世帯というふうに見込まれております。

したがって、57世帯が20万から22万の間に位置する世帯ということになるのかと見込んでおります。

それと後ですね、5割軽減それから2割軽減の世帯につきましては、ちょっと合算の数字でお答えをさせていただきますけども、現行制度におきましては、均等割軽減世帯人数というのが637人、平等割軽減世帯数につきましては380世帯ということで算定をされております。

これが改正後になりますと、均等割軽減を受けられる人数、5割と2割の合計でありますけども、これが699人、平等割の世帯数ということになりますと393世帯ということで、いずれも軽減を受けられる人数、それから世帯につきましては、増加するということになる見込まれます。

以上です。

○議長（西原 浩君） それでは、そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第14 議案第57号から日程第15 議案第58号まで

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第57号別海町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15 議案第58号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

○福祉課長（石戸谷友絵君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（石戸谷友絵君） 議案第57号、議案第58号の2件については、関連があ

りますので一括して内容説明をいたします。

2件につきましては、こども家庭庁が新たに設置されたことに伴い、関係法令の整備が行われたことから、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第57号別海町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案書14ページをお開き願います。

本条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、引用条項である子ども・子育て支援法の関係条項が一部削られ、繰り上がり改正が行なわれたことから、所要の改正を行おうとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料によりご説明いたします。

議案資料の28ページをお開き願います。

本改正案新旧対照表で、表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

条例第1条及び第2条で引用する「第77条第1項」を「第72条第1項」に改正するものです。

なお、附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第57号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第58号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案書15ページをお開き願います。

本条例は、こども家庭庁の設置により、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料によりご説明いたします。議案資料の29ページをお開き願います。

本改正案新旧対照表で、表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

第25条中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。

なお、附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第58号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第57号及び議案第58号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） はい。

ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第16 議案第59号

○議長（西原 浩君） 日程第16 議案第59号工事請負契約の締結について、町道上春別原野54線舗装修繕工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第５９号の内容説明をいたします。

議案の１６ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が５，０００万円を超えるため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

１、契約の目的、町道上春別原野５４線舗装修繕工事。

２、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

３、契約金額、９，１５２万円。（内消費税及び地方消費税額８３２万円）。

４、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町５番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長高玉哲朗。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、４月１２日から５月２日までの休日を除く１５日間。

応募者数は４社で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、６月６日、丸建道路株式会社札幌支店、三友舗道株式会社、高玉建設工業株式会社、株式会社さんわの４者による指名競争入札を行い、１回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は８，４００万円、最低入札価格は８，３２０万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から１０月３０日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の３０ページをお開きください。

工事の場所は、図面右下の道道西春別停車場線から、中央の道道大成西春別線と交差し、道道中標津標茶線へ向かう計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す１，１６１．４４メートルの舗装修繕工事を車道幅員５．５メートルで行うものです。

資料３１ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第５９号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第５９号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第１７ 議案第６０号

○議長（西原 浩君） 日程第１７ 議案第６０号工事請負契約の締結について、町道泉川第１地区零号線改良舗装工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第６０号の内容説明をいたします。

議案の１８ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、町道泉川第1地区零号線改良舗装工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、5,786万円。（内消費税及び地方消費税額526万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町中春別東町30番地、株式会社別海、代表取締役篠田巖。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月12日から5月2日までの休日を除く15日間。

応募者数は5社で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月6日、寺井建設株式会社、高玉建設工業株式会社、角川建設株式会社、株式会社別海、島影建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、5,284万円、最低入札価格は、5,260万円で、最低入札者であります本案の株式会社別海と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から11月30日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の32ページをお開きください。

工事の場所は、図面左下、道道泉川線と接する計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す260メートルの改良工事及び182.52メートルの舗装工事を車道幅員4.0メートルで行うものです。

資料33ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第60号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第60号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第18 議案第61号

○議長（西原 浩君） 日程第18 議案第61号工事請負契約の締結について、役場庁舎北東面外壁改修工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第61号の内容説明をいたします。

議案の18ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方

自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、役場庁舎北東面外壁改修工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、8,833万円。（内消費税及び地方消費税額803万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海99番地43、島影建設株式会社、代表取締役社長島影輝雄。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月12日から5月2日までの休日を除く15日間。

応募者数は4社で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月6日、株式会社岡田工務店、みどり建工株式会社、近藤建設株式会社、島影建設株式会社の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は、8,060万円、最低入札価格は、8,030万円で、最低入札者であります本案の島影建設株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から11月30日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の34ページをお開きください。

工事概要書ですが、工事名は役場庁舎北東面外壁改修工事。

構造は、鉄筋コンクリート造4階建て、面積は、延べ床面積7,987.42平方メートル、建築面積3,365.25平方メートルです。

工事内容は、主に、役場庁舎北東面の外壁タイルの剥落防止や外壁塗装、防水シーリングの打ち替えなどとなります。

35ページをお開きください。

施設案内図ですが、工事の場所は、中央の斜線で示している箇所、所在地は別海常盤町280番地となります。

36ページにお進みください。

各方位から見た役場庁舎の立面図となり、外壁改修する箇所を赤色の斜線で示しています。

以上で、議案第61号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第61号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第19 議案第62号

○議長（西原 浩君） 日程第19 議案第62号財産の取得について、除雪グレーダを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第 6 2 号の内容説明をいたします。

議案の 1 9 ページをお開きください。

本案は、財産の取得に当たり、予定価格が 1, 5 0 0 万円を超えるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、取得する財産の種類及び数量、除雪グレーダ 1 台。
- 2、取得の方法、指名競争入札による契約。
- 3、取得価格、5, 2 8 0 万円。（内消費税及び地方消費税額 4 8 0 万円）。
- 4、取得の相手方、野付郡別海町西春別駅前錦町 2 0 6 番地、有限会社幸田自動車整備工場、代表取締役幸田真司。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は 6 月 6 日で、株式会社小泉機械店、株式会社ミノルカンパニー、有限会社菅野整備工場、有限会社幸田自動車整備工場の 4 者による指名競争入札を行い、1 回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を含む最高入札価格は 4, 9 5 0 万円、最低入札価格は 4, 8 0 0 万円で、最低入札者であります本案の有限会社幸田自動車整備工場と現在、仮契約中であります。

なお、納期は、翌年 2 月 2 0 日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の 3 7 ページをお開きください。

この除雪グレーダは、社会資本整備総合交付金を財源として取得するもので、主要諸元は、乗車定員 1 名。

全長、1 3. 0 メートル以下。

全幅、3. 5 メートル以下。

全高、3. 8 メートル以下。

総重量、2 3 トン以下。

除雪性能は、フロントプラウによる最大除雪幅 3. 4 7 メートル以上、最大除雪高、1. 0 メートル以上。

路面整正装置による路面整正幅は 3. 7 メートル以上となっています。

3 8 ページには、上から見た平面図のほか、正面図、側面図を記載しています。

以上で、議案第 6 2 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 6 2 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 2 0 議案第 6 3 号

○議長（西原 浩君） 日程第 2 0 議案第 6 3 号財産の取得について、スクールバスを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第63号の内容説明をいたします。

議案の20ページをお開きください。

本案は、財産の取得に当たり、予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、スクールバス1台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、2,190万円。（内消費税及び地方消費税額198万1,577円）。

4、取得の相手方、標津郡中標津町桜ヶ丘3丁目24番地、東北海道日野自動車株式会社中標津営業所、所長蓮見幸一。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は6月6日で、東北海道日野自動車株式会社中標津営業所、東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店の2者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を含む最高入札価格は2,230万円、最低入札価格は2,190万円で、最低入札者であります本案の東北海道日野自動車株式会社中標津営業所と現在、仮契約中であります。

なお、納期は、翌年3月15日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の39ページをお開きください。

事業名は、令和5年度スクールバス購入事業で、開進、朝日、黄金地区を運行するひとみ12号を更新するものです。

主要諸元は、型式、2DG-RR2AJDV。

乗車定員は、45名。

全長、8.990メートル。

全幅、2.340メートル。

全高、3.035メートル。

総排気量、5.123リットル。

最大出力、220馬力となっています。

40ページには、正面図・背面図・側面図を記載しています。

以上で、議案第63号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第63号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで、1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第２１ 議案第６４号

○議長（西原 浩君） 日程第２１ 議案第６４号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第６４号の内容説明をいたします。

議案の２１ページをお開きください。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条において、「辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならない。」と規定されていることから、総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了していることを申し添えます。

今回、総合整備計画を策定するのは、令和４年度で５年間の計画期間が終了した、豊原、大成、泉川、本別及び本別海の５つの辺地です。

２２ページにお進みください。

豊原辺地の総合整備計画です。

右上になりますが、辺地の人口は２６９人、面積は５１．６平方キロメートルです。

１の辺地の概況ですが、辺地を構成する字名は野付郡別海町豊原。

地域の中心の位置は野付郡別海町豊原２９番地３８。

辺地度点数は２３４点です。

次に、２の整備を必要とする事情ですが、交通道路については、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対応するため、計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

通学施設については、小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。

経営近代化施設については、安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要があるというものです。

３の整備計画期間は、令和５年度から令和９年度までの５年間となります。

施設名は、交通道路、橋梁長寿命化補修事業は、事業主体は別海町、事業費８７３万４、０００円、財源内訳は特定財源が４９９万２、０００円、一般財源が３７４万２、０００円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は３６０万円です。

次に、通学施設、スクールバス購入事業は、事業主体は別海町、事業費２、３３９万９、０００円、財源内訳は特定財源が３７５万円、一般財源が１、９６４万９、０００円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は１、９００万円です。

次に、経営近代化施設、畜産担い手総合整備型再編整備事業は、事業主体は北海道農業公社、事業費２億１、９９０万円、財源内訳は特定財源が２億６７０万８、０００円、一般財源が１、３１９万２、０００円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は１、３００万円です。

全施設の事業費合計額は２億５、２０３万３、０００円、辺地対策事業債の予定額を

3,560万円とするものです。

次に、23ページをお開きください。

大成辺地の総合整備計画です。

右上になりますが、辺地の人口は166人、面積は28.6平方キロメートルです。

1の辺地の概況ですが、辺地を構成する字名は野付郡別海町大成。

地域の中心の位置は野付郡別海町大成33番地5。

辺地度数は225点です。

次に、2の整備を必要とする事情ですが、交通道路については、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。

経営近代化施設については、安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要があるというものです。

3の整備計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間となります。

施設名は、交通道路、上春別原野54線路肩拡幅・舗装改修事業外1事業で、事業主体は別海町、事業費4億8,048万9,000円、財源内訳は特定財源が1,980万円、一般財源が4億6,068万9,000円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は4億5,800万円です。

次に、産業農林道、大成零号地区農道整備事業外1事業で、事業主体は北海道、事業費12億10万円、財源内訳は特定財源が9億3,007万8,000円、一般財源が2億7,002万2,000円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は2億6,960万円です。

次に、経営近代化施設、畜産担い手総合整備型再編整備事業で事業主体は北海道農業公社、事業費9,817万円、財源内訳は特定財源が9,228万1,000円、一般財源が588万9,000円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は570万円です。

全施設の事業費合計額は17億7,875万9,000円、辺地対策事業債の予定額は7億3,330万円とするものです。

次に、24ページをお開きください。

泉川辺地の総合整備計画です。

右上になりますが、辺地の人口は289人、面積は58.7平方キロメートルです。

1の辺地の概況ですが、辺地を構成する字名は野付郡別海町泉川。

地域の中心の位置は野付郡別海町泉川107番地52。

辺地度数は171点です。

次に、2の整備を必要とする事情ですが、交通道路については、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対応するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

経営近代化施設については、安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要があるというものです。

3の整備計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間となります。

施設名は、交通道路、泉川第1地区零号線改良舗装事業外2事業で、事業主体は別海町、事業費2億7,604万6,000円、財源内訳は特定財源が1,699万2,000円、一

一般財源が2億5,905万4,000円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は2億5,780万円とするものです。

次に、経営近代化施設、畜産担い手総合整備型再編整備事業で事業主体は北海道農業公社、事業費1億1,683万円、財源内訳は特定財源が1億981万9,000円、一般財源が701万1,000円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は680万円です。

全施設の事業費合計額は3億9,287万6,000円、辺地対策事業債の予定額を2億6,460万円とするものです。

次に、25ページをお開きください。

本別辺地の総合整備計画です。

右上になりますが、辺地の人口は145人、面積は28.3平方キロメートルです。

1の辺地の概況ですが、辺地を構成する字名は野付郡別海町本別。

地域の中心の位置は野付郡別海町本別50番地33。

辺地度点数は171点です。

次に、2の整備を必要とする事情ですが、交通道路については、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対応するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

経営近代化施設については、安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要があるというものです。

3の整備計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間となります。

施設名は、交通道路、本別誘導線整備事業外1事業で、事業主体は別海町、事業費2億8,443万4,000円、財源内訳は特定財源が1億6,503万6,000円、一般財源が1億1,939万8,000円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は1億1,730万円です。

次に、経営近代化施設、畜産担い手総合整備型再編整備事業で事業主体は北海道農業公社、事業費8,518万円、財源内訳は特定財源が8,006万8,000円、一般財源が511万2,000円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は500万円です。

全施設の事業費合計額は3億6,961万4,000円、辺地対策事業債の予定額を1億2,230万円とするものです。

次に、26ページにお進みください。

本別海辺地の総合整備計画です。

右上になりますが、辺地の人口は226人、面積は24.3平方キロメートルです。

1の辺地の概況ですが、辺地を構成する字名は野付郡別海町本別海。

地域の中心の位置は野付郡別海町本別海1番地56。

辺地度点数は186点です。

次に、2の整備を必要とする事情ですが、集会施設について、住民がコミュニティ活動・交流等を行う場として必要不可欠な施設であるが、建築から相当年数が経過し、老朽化が著しく、利用に支障を来しているため、改修の必要があるというものです。

3の整備計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間となります。

施設名は、集会施設、地域会館等整備事業で、事業主体は別海町、事業費3,680万円、財源内訳は一般財源が3,680万円で、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を3,680万円とするものです。

以上で、議案第64号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第64号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第22 同意第6号

○議長（西原 浩君） 日程第22 同意第6号別海町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 同意第6号別海町固定資産評価員の選任について、御説明を申し上げます。

現在の別海町固定資産評価員佐藤次春氏から、令和5年6月21日をもって辞任する届出がありました。

つきましては、後任に浦山吉人氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

それでは、議案の朗読をもって説明とします。

次の者を別海町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月19日提出、別海町長曾根興三。

住所、野付郡別海町別海川上町139番地の131。

氏名、浦山 吉人。

生年月日、昭和37年5月26日。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 同意第6号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

次の議事に入る前に申し上げます。

地方自治法第117条の規定により、市川聖母議員が除斥となりますので、退席をお願いいたします。

（1番 市川聖母議員 退席）

◎日程第23 同意第7号から日程第49 同意第33号

○議長（西原 浩君） 日程第23 同意第7号から日程第49 同意第33号までの別海町農業委員会委員の任命の27件については、関連がありますので、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 同意第7号から同意第33号別海町農業委員会委員の任命につい

て、２７件の同意を一括して御説明を申し上げます。

議案書では、２８ページから５４ページ、議案資料では４１ページになります。

現在の農業委員は、本年７月１９日をもって３年間の任期が満了となります。

このたび、新たな農業委員の選任に当たり、委員候補者２７名の評価につきまして、５月１８日付で農業委員候補者評価委員会に諮問いたしまして、５月２０日付で候補者全員が農業委員として適当であると評価する旨の答申を受けまして、新たに選任を行いましたので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、別海町農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案の朗読は省略させていただき、議案資料により説明申し上げます。

議案資料の４１ページをお開きください。

「別海町農業委員会委員任命予定者一覧」となっております。

農業委員２７名、それぞれの氏名、住所、生年月日を申し上げます。

同意第７号、藤田浩義さん、中西別３１０番地の４２、昭和３５年４月２６日生まれ。

同意第８号、猿谷忠義さん、中春別３１５番地の２７、昭和４７年１１月２日生まれ。

同意第９号、石森裕治さん、中春別２３９番地の１４、昭和４８年５月１０日生まれ。

同意第１０号、羽石健一さん、上春別３１７番地の２、昭和４３年１０月１９日生まれ。

同意第１１号、岸本正明さん、上春別３０８番地の１、昭和３９年４月１４日生まれ。

同意第１２号、木幡誠さん、泉川１１０番地の３１、昭和２８年２月１６日生まれ。

同意第１３号、押田賢二さん、別海２７５番地の１１、昭和４７年９月２９日生まれ。

同意第１４号、佐々木實さん、西春別１４３番地の１８、昭和２３年８月１１日生まれ。

同意第１５号、岡崎知暢さん、大成３番地の３、昭和４７年８月２６日生まれ。

同意第１６号、伊藤一吉さん、豊原６番地の６８、昭和３６年３月２６日生まれ。

同意第１７号、加藤祐介さん、別海１１８番地の１２８、昭和５２年３月３１日生まれ。

同意第１８号、信夫重勝さん、本別４番地の４４、昭和３９年２月９日生まれ。

同意第１９号、目黒英夫さん、上春別２８０番地の１、昭和３３年３月３１日生まれ。

同意第２０号、及川哲夫さん、西春別駅前柏町８番地、昭和２７年１２月３０日生まれ。

同意第２１号、斉藤春雄さん、中西別８番地の１２、昭和３０年５月６日生まれ。

同意第２２号、芳賀均さん、豊原１３番地の１、昭和３６年５月３日生まれ。

同意第２３号、山田良雄さん、別海５０番地の１２、昭和３０年９月１０日生まれ。

同意第２４号、大内敏光さん、西春別１３１番地の１８、昭和３３年１２月２８日生まれ。

同意第２５号、石毛剛さん、大成６０番地の４、昭和３６年５月１９日生まれ。

同意第２６号、小島敏さん、上風連２３番地の２、昭和３２年５月２日生まれ。

同意第２７号、市川義晴さん、西春別３５０番地の５、昭和２８年２月１２日生まれ。

同意第２８号、竹花智子、泉川７５番地の２７、昭和３５年１１月１１日生まれ。

同意第２９号、石田昌樹さん、上風連３４番地の１６、昭和４９年９月１０日生まれ。

同意第３０号、豊島千秋さん、別海旭町３１０番地、昭和４３年８月４日生まれ。

同意第３１号、畠山友子さん、美原４８番地の３、昭和３９年１月８日生まれ。

同意第３２号、加藤真純さん、美原６番地の４、昭和３４年７月２日生まれ。

同意第３３号、阿部浩さん、別海１７１番地の１７、昭和４２年７月３０日生まれ。

以上２７名でございます。

なお、同意第７号から同意第１５号までは地区推薦、同意第１６号から同意第２９号ま

では団体推薦、同意第30号から同意第33号は一般応募となっております。

また、同意第8号、第9号、第11号、第14号、第15号、第17号、第19号、第21号、第28号、第29号、第30号の11名は、新しく選任した農業委員候補でございます。

任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間でございます。

ぜひ、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 同意第7号から同意第33号までの別海町農業委員会委員の任命の27件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 1時22分 休憩

（1番 市川聖母議員 入場）

午後 1時23分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第50 報告第4号から日程第53 報告第7号まで

○議長（西原 浩君） 日程第50 報告第4号令和4年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第51 報告第5号令和4年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書について、日程第52 報告第6号令和4年度別海町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、日程第53 報告第7号令和4年度別海町下水道等事業会計予算繰越計算書についての4件については、別海町会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

報告第4号及び第5号について、一括して説明させていただきます。

議案の55ページをお開きください。

報告第4号及び第5号につきましては、令和5年度へ予算を繰り越す繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書を、一般会計において調製しましたので、議会に報告するものです。

各報告について、順次説明させていただきます。

初めに、報告第4号につきましては、令和4年度別海町一般会計補正予算第7号及び第9号で設定した繰越明許費について、その全額または一部を令和5年度へ繰越とする繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

56ページにお進みください。

令和4年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書になります。

令和4年度別海町一般会計補正予算第7号及び第9号で設定した金額欄の金額に対し、全額又は一部について繰り越す額を翌年度繰越額欄に記載しています。

また、その財源内訳については、未収入の特定財源及び一般財源となります。

まず、2款総務費、1項総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策事業小中学校等対策経費で、翌年度繰越額は1,485万円、財源内訳は道支出金が742万5,000円、一般財源が742万5,000円です。

次に、8款土木費、4項住宅費、公営住宅等整備事業で、翌年度繰越額は1億1,790万円、財源内訳は国庫支出金が3,240万9,000円、町債が8,310万円、一般財源が239万1,000円です。

続いて、10款教育費、2項小学校費、小学校校舎等改修事業で、翌年度繰越額は4,290万5,000円、財源内訳は国庫支出金が1,444万4,000円、町債が2,840万円、一般財源が6万1,000円です。

続いて、10款教育費、3項中学校費、中学校校舎等改修事業で、翌年度繰越額は4,512万2,000円、財源内訳は国庫支出金が1,518万9,000円、町債が2,990万円、一般財源が3万3,000円です。

繰越明許費に係る事業は4事業で合計の欄になりますが、金額2億3,730万7,000円の設定に対し、翌年度繰越額合計は2億2,077万7,000円です。

未収入の特定財源内訳は、国庫支出金が6,204万2,000円、道支出金が742万5,000円、町債が1億4,140万円、一般財源が991万円です。

次に、報告第5号です。

57ページにお進みください。

報告第5号につきましては、令和4年度において、年度内に支出負担行為をしたものの、避けがたい事故のため支出が終わらなかったものについて、令和5年度へ繰越とする事故繰越し繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告するものです。

58ページにお進みください。

令和4年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書になります。

今回繰り越したのは、6款農林水産業費、1項農業費、経営継承・発展支援事業で、翌年度繰越額は95万円、財源内訳は国庫支出金が47万5,000円、一般財源が47万5,000円となります。

事故繰越しとなった理由につきましては、半導体不足に伴う製造の遅れ及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、年度内の完了が困難となったことによるものです。

以上で、報告第4号及び第5号の内容説明を終わります。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい。

報告第6号の内容説明をいたします。

議案の59ページをお開きください。

本件につきましては、令和4年度別海町介護保険特別会計当初予算で設定した繰越明許費について、その一部を令和5年度へ繰越とする繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

60ページにお進みください。

令和4年度別海町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書になります。

令和4年度別海町介護保険特別会計当初予算で設定しました金額欄の金額に対し、一部について、令和5年度へ繰越す額を翌年度繰越額欄に記載しています。

また、その財源内訳につきましては、一般財源となります。

1款総務費、1項総務管理費、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業は、高齢者の実態把握や保険給付等の円滑な実施のための計画を策定する事業で、繰越額は718万1,000円、財源内訳は全額が一般財源です。

以上で、報告第6号の内容説明を終わります。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

報告第7号の内容説明をいたします。

議案の61ページをお開きください。

本件につきましては、令和4年度下水道等事業会計予算における建設改良費の一部について、令和5年度に繰り越して使用する額が確定しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものです。

62ページにお進みください。

令和4年度別海町下水道等事業会計予算繰越計算書で、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額になります。

1款資本的支出、1項建設改良費で3件を繰り越すもので、1件目、特定環境保全公共下水道事業では1億7,627万5,000円の予算計上額のうち、翌年度繰越額は3,000万円となります。

財源内訳は、補助金が1,500万円、企業債が1,500万円です。

繰越の理由については、国の補正予算に伴う国庫補助の追加採択により調査設計を実施するもので、適正な委託期間の確保に伴い、年度内の完了が困難なためというものです。

2件目、農業集落排水事業では6,827万3,000円の予算計上額のうち、翌年度繰越額は6,346万5,000円となります。

財源内訳は、補助金が3,173万円、企業債が3,170万円、引継金が3万5,000円。

繰越の理由については、電気設備改修工事において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部特注品の調達が困難となり、年度内の完了が困難となったというものです。

3件目、漁業集落排水事業では1億6,989万円の予算計上額のうち、翌年度繰越額は6,246万4,000円となります。

財源内訳は補助金が3,123万2,000円、企業債が3,120万円、引継金が3万2,000円。

繰越の理由については、電気設備改修工事において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部製作機器の部材調達が困難となり、年度内の完了が困難となったというものです。

合計欄となりますが、3事業合計で4億1,443万8,000円の予算計上額のうち、翌年度繰越額は、1億5,592万9,000円。

財源内訳は、補助金が7,796万2,000円、企業債が7,790万円、引継金が6万7,000円となります。

以上で、報告第7号の内容説明を終わります。

◎日程第54 報告第8号

○議長（西原 浩君） 日程第54 報告第8号専決処分の報告について、イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事（3号棟）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみであります。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

報告第8号の内容説明をいたします。

議案の63ページをお開きください。

報告第8号専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月12日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和5年3月17日議案第45号により議決を経て締結した、イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事（3号棟）請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「9,669万円（内消費税及び地方消費税額879万円）」を「9,876万9,000円（内消費税及び地方消費税額897万9,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、令和5年3月から適用された公共工事設計労務単価の上昇に伴い、旧労務単価で積算された本契約につきましては、国及び北海道と同様に、増額変更の協議が請求できる特例措置を設けており、それに基づき、受注者から請負代金額の変更協議の請求があり、新労務単価による積算を行ったことにより、207万9,000円の増額となったものです。

以上で、報告第8号の内容説明を終わります。

◎休会の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りいたします。

この後、常任委員会開催のため、本日散会后、休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本日散会后、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、この後、産業建設常任委員会を、明日は、午前１０時から本会議を開き、一般質問を行いますので、御参集お願いいたします。

皆さん、御苦労さまでした。

散会 午後 １時３８分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員